

前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例の改正について（議案第 1 2 4 号）

こども施設課

1 改正の理由

子育て支援の充実を図るため、本市の保育料の額について、特例を定める。

2 主な内容

当分の間、第 1 子（現行の 2 人目以後の児童に係る保育料の軽減の対象とならない児童）であって 3 歳未満のものに係る保育料の額は、原則として現行の 2 人目の児童に係る保育料の額と同様に、6 割を軽減することとする。ただし、軽減額の上限は、1 万 5, 0 0 0 円とする。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日